

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条第一項、第五条第一項、第二項及び第三項、第六条第一項、第八条、第九条、第十条並びに第十七条第二項の規定に基づき、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七六号）

（輕易な水產動植物の採捕）
第一条 排他的經濟水域における漁業等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める輕易な水產動植物の採捕は、次に掲げる水產動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水產動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあっては農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。

一 さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水產動植物の採捕

二 たも網、叉手網、やす及び具以外の漁具を使用しないで行う水產動植物の採捕

三 ひき縄づりによる水產動植物の採捕（許可の申請）

第二条 法第五条第一項の許可を受けようとする外国人は、漁業又は水產動植物の採捕（漁業に該当するものを除き、漁業等付隨行為を含む。以下同じ。）に係る船舶に関し、次に記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 許可を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地

二 申請に係る船舶の名称、船体に標示されている番号、種類、規模、最大速力、乗組員數、根拠地及び船長の氏名

三 申請に係る漁業又は水產動植物の採捕の方法、対象とする水產動植物の種類及び採捕定量、操業予定期間並びに操業予定期間

四 その他農林水産大臣が別に定める事項（許可の承認）	2 農林水産大臣は、前項の申請書のほか、許可証の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。 (許可証の様式)
第五条 第二項の規定により交付する許可証の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。	第三条 法第五条第二項の規定により交付する許可証の再交付
（許可証を受けた旨の表示）	第四条 法第五条第一項の許可を受けた外国人は、許可証を失し、又はき損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。
（許可の再交付）	第五条 法第五条第三項の規定による同条第一項の許可を受けた旨の表示は、農林水産大臣が別に定めて告示する標識により、鮮明にしなければならない。
（許可の準備場所）	第六条 法第五条第二項の許可証は、船橋内又はこれに準ずる場所に備え付けておかなければならぬ。
（承認に係る水產動植物の採捕の目的）	第七条 法第六条第一項の農林水産省令で定める区分は、水產動植物の種類、海域及び外国人の属する外国の別により農林水産大臣が定めるものとする。
（水產動植物の採捕の承認）	第八条 法第八条の農林水産省令で定める目的は、試験研究及び教育実習とする。
（承認を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地）	第九条 法第八条の承認を受けようとする外国人は、水產動植物の採捕に係る船舶ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
（申請に係る船舶の名称、船体に標示されなければならない番号、種類、規模、最大速力、乗組員數、根拠地及び船長の氏名）	一 承認を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地
（申請に係る水產動植物の採捕の目的及び方法）	二 申請に係る船舶の名称、船体に標示されなければならない番号、種類、規模、最大速力、乗組員數、根拠地及び船長の氏名
（申請に係る水產動植物の採捕の目的及び方	三 申請に係る探査の目的及び方法、対象とす
法、対象とする水產動植物の種類及び採捕予定量、採捕予定期間並びに採捕予定期間	る水產動植物の種類、探査に使用する機器類、予定期間並びに予定期間
（外国人以外の者が行う漁業又は水產動植物の採捕の方行為等の承認）	四 その他農林水産大臣が別に定める事項（承認の基準）

第十一条 法第九条の承認を受けようとする外国人以外の者が行う漁業又は水產動植物の採捕の方行為等の承認）	第十二条 農林水産大臣は、法第八条から第十条までの承認の申請があつた場合において、それぞれ、当該申請に係る水產動植物の採捕、漁業等付隨行為又は採査が海洋生物資源の保護、漁業調整その他の公益上の観點から支障がないと認められるときでなければ、法第八条から第十条までの承認をしてはならない。
第五条 第二項の規定により交付する許可証の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。	第三条 法第五条第二項の規定により交付する許可証の再交付
（許可の再交付）	第四条 法第五条第一項の許可を受けた外国人は、許可証を失し、又はき損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。
（許可の準備場所）	第五条 法第五条第三項の規定による同条第一項の許可を受けた旨の表示は、農林水産大臣が別に定めて告示する標識により、鮮明にしなければならない。
（承認に係る水產動植物の採捕の目的）	第六条 法第五条第二項の許可証は、これに準ずる場所に備え付けておかなければならぬ。
（水產動植物の採捕の承認）	第七条 法第六条第一項の農林水産省令で定める区分は、水產動植物の種類、海域及び外国人の属する外国の別により農林水産大臣が定めるものとする。
（承認を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地）	第八条 法第八条の農林水産省令で定める目的は、試験研究及び教育実習とする。
（申請に係る船舶の名称、船体に標示されなければならない番号、種類、規模、最大速力、乗組員數、根拠地及び船長の氏名）	第九条 法第八条の承認を受けようとする外国人は、水產動植物の採捕に係る船舶ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
（申請に係る水產動植物の採捕の目的及び方法）	一 承認を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地
法、対象とする水產動植物の種類及び採捕予定量、採捕予定期間並びに採捕予定期間	二 申請に係る船舶の名称、船体に標示されなければならない番号、種類、規模、最大速力、乗組員數、根拠地及び船長の氏名
（外国人以外の者が行う漁業又は水產動植物の採捕の方行為等の承認）	三 申請に係る探査の目的及び方法、対象とす
（申請に係る水產動植物の採捕の目的及び方	る水產動植物の種類、探査に使用する機器類、予定期間並びに予定期間
法、対象とする水產動植物の種類及び採捕予	四 その他農林水産大臣が別に定める事項（承認の基準）

第五条 第二項の規定により交付する許可証の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。	第三条 法第五条第二項の規定により交付する許可証の再交付
（許可の再交付）	第四条 法第五条第一項の許可を受けた外国人は、許可証を失し、又はき損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。
（許可の準備場所）	第五条 法第五条第三項の規定による同条第一項の許可を受けた旨の表示は、農林水産大臣が別に定めて告示する標識により、鮮明にしなければならない。
（承認に係る水產動植物の採捕の目的）	第六条 法第五条第二項の許可証は、これに準ずる場所に備え付けておかなければならぬ。
（水產動植物の採捕の承認）	第七条 法第六条第一項の農林水産省令で定める区分は、水產動植物の種類、海域及び外国人の属する外国の別により農林水産大臣が定めるものとする。
（承認を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地）	第八条 法第八条の農林水産省令で定める目的は、試験研究及び教育実習とする。
（申請に係る船舶の名称、船体に標示されなければならない番号、種類、規模、最大速力、乗組員數、根拠地及び船長の氏名）	第九条 法第八条の承認を受けようとする外国人は、水產動植物の採捕に係る船舶ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
（申請に係る水產動植物の採捕の目的及び方法）	一 承認を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地
法、対象とする水產動植物の種類及び採捕予	二 申請に係る船舶の名称、船体に標示されなければならない番号、種類、規模、最大速力、乗組員數、根拠地及び船長の氏名
（外国人以外の者が行う漁業又は水產動植物の採捕の方行為等の承認）	三 申請に係る探査の目的及び方法、対象とす
（申請に係る水產動植物の採捕の目的及び方	る水產動植物の種類、探査に使用する機器類、予定期間並びに予定期間
法、対象とする水產動植物の種類及び採捕予	四 その他農林水産大臣が別に定める事項（承認の基準）

（試験研究等のための水產動植物の採捕等への準用）

等付隨行為」という。に係る船舶ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（停船命令）

第十四条 漁業監督官は、法第十五条の二第一項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業、水產動植物の採捕又は探査係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

（前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が指揮する者に対し、停船を命ずることができる。）

（前項において、「長音」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。（大陸棚の定着性種族に係る漁業等への準用等））

（前項において、「長音」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。（大陸棚の定着性種族に係る漁業、水產動植物の採捕及び探査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。））

第六条	第五条第一項において 第十四条第一項に規定する法の適用を受ける場合	第七条	第八条及び第九条各号に規定する法の適用を受ける場合	第九条第三項に規定する法の適用を受ける場合	第十条各号に規定する法の適用を受ける場合	第十一条第十三条及び第十二条及第十八条から第十九条までの規定による罰則の適用	第十二条第十三条及び第十四条の規定による罰則の適用	第十三条の規定による罰則の適用	第十四条の規定による罰則の適用	第十五条の規定による罰則の適用	第十六条の規定による罰則の適用	第十七条の規定による罰則の適用
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。	（漁業水域に関する暫定措置法施行規則の廃止）	第二条 漁業水域に関する暫定措置法施行規則（昭和五十二年農林省令第二十八号）は、廃止する。	第三条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第四条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第五条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第六条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第七条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第八条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第九条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第十条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第十一条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで	第十二条 第十二条第十三条及び第十四条第一項において準用する法第十条まで
附 則	（平成二六年九月一二日農林水産省令第五〇号）	附 則	（平成二七年二月四日農林水産省令第四号）	附 則	（平成二七年二月四日農林水産省令第四五号）	附 則	（平成二七年二月四日農林水産省令第四九号）	附 則	（平成二七年二月四日農林水産省令第四九号）	附 則	（平成二七年二月四日農林水産省令第四九号）	附 則
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）抄

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。（経過措置）

5 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年八月三日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。